

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月1日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康恭

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号14

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号26
- (2) 購入等件名及び数量  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス  
数量は仕様書による
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 使用期間 平成28年4月1日から  
平成29年3月31日
- (5) 需要場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区） 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1
- (6) 入札方法  
入札金額は総価で行う。入札書には総価を記載し、入札内訳書を添付すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契

約を履行することを妨げた者

- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由が無くして契約を履行しなかった者
  - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
  - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
  - (5) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でA,B又はC等級に格付けされている者であること。
  - (6) ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づき一般ガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。
  - (7) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者
  - (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部  
総務課経理第二係 松本 匡史 電話044-865-6111（内線204）
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限 平成28年1月20日11時00分  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部  
総務課経理第二係
- (4) 開札の日時及び場所 平成28年1月20日14時00分 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

管理棟 1 階会議室

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を開札日の前日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entry : Yasutaka Ogawa, President of the National Institute of Occupational Safety and Health, Japan
- (2) Classification of the products to be procured : 26
- (3) Specification of the products to be procured :  
Based on a tender description and a specification
- (4) Nature and quantity of the products to be required :  
nature ; Gas to be used in the National Institute of Occupational Safety and Health, Japan  
(Noborito District)  
quantity ; As shown in the tender description
- (5) Fulfillment period : April 1, 2016 through March 31, 2017
- (6) Fulfillment place : National Institute of

Occupational Safety and Health (JNIOHS)

6-21-1 Nagao Tama-ku Kawasaki-shi Kanagawa Japan

- (7) The method of a tender : lump sum method
- (8) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
- ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
  - ② a) not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract,  
b) not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,  
c) not blocked a successful bidder from executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,  
d) not prevented government officials from performing their duties in exercising supervision or making an inspection,  
e) not failed to perform his contractual obligations without just cause,  
f) not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a contract,
  - ③ prove to have no false statement in tendering documents
  - ④ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
  - ⑤ have Grade A or B or C on “sale of pro-

ducts” in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister`s Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2013,2014 and 2015

- ⑥ have got the permission as general gas utilities based on the Gas Utility Industry Law, or who is performing the notification as an gas lead pipe entrepreneur based on the Law, or those who is performing the notification as large quantity gas utilities based on the law
- ⑦ Those who do not correspond during the period which has received the nomination stop from the government office
- ⑧ receive a tender description
- (9) Time limit for tender : 11:00 , January 20, 2016, at the National Institute of Occupational Safety and Health (JNIOSH) 6-21-1 Nagao Tama-ku Kawasaki-shi Kanagawa Japan
- (10) Language to be used in the procurement contract : Japanese
- (11) Currency of procurement : Japanese Yen
- (12) Tender deposit and a contract deposit : Exemption
- (13) Matters required for the person conducting the tender : The person must be submitted documents shown in the tender description, by the time limit for tender. If prompted for an explanation regarding that documents from the president of the National Institute of Occupational Safety and Health, he must respond to it.
- (14) Invalidity of a tender : A tender which submitted by a person who does not have the qualification set forth in this document or do not fulfill the obligations required for tender shall be voided.
- (15) The necessity for making a contract : Required
- (16) Method for determining the successful tender:

A person who has been determined by the president of National Institute of Occupational Safety and Health, Japan to be able to supply the products set forth in this document, and made a valid bid by the lowest price within the limits of the expected price shall be successful .

(17) Contact point for the notice :

Masafumi Matsumoto, Accounting Section, the  
National Institute of Occupational Safety and  
Health (JNIOOSH) 6-21-1 Nagao Tama-ku Kawasaki-shi  
Kanagawa 214-8585 Japan  
TEL 044-865-6111 (EX:204)

# 入 札 説 明 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）

## 入札説明書

- 1 競争に付するもの  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス
- 2 購入等件名及び数量  
仕様書のとおり
- 3 使用期間 自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日
- 4 需要場所 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）
- 5 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 入札書の受領期限  
日時 平成28年1月20日（水） 11時00分  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区  
管理棟1階総務部総務課経理第二係
  - (2) 開札  
日時 平成28年1月20日（水） 14時00分  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区  
管理棟1階会議室
- 6 入札心得
  - (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
  - (2) 落札者は、本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者とする。
  - (3) 入札書の形式は別紙1及び2のとおりとする。
  - (4) 入札書には、社名、代表者名及び代理人名の記入、社印、代表者印及び代理人印を押印すること。
  - (5) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を提出すること。（参考：別紙3）
  - (6) 入札書における金額訂正は行わないこと。
  - (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。



- (8) 落札者及び落札価格については、入札をした者に対し書面にて連絡する。
- (9) 当法人は、平成28年4月1日より法人名称が「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更されるため、同日以降は、契約書等に記載の法人名称を変更後の名称に読み替えるものとする。

#### 7 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、別紙4に示す書類を、開札日の前日（開所日）である平成28年1月19日（火）11：00までに提出しなければならない。

- 8 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別添1のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 9 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第二係に問い合わせてください。

電話 044-865-6111（内線 204） 松本

#### ◎様式

- 別紙 1 入札書
- 2 入札内訳書
- 3 委任状（代表者以外の者が入札する場合）
- 4 競争参加資格確認関係書類
- 5 契約書（案）

- 別添 1 独立行政法人の契約に係る情報の公表
- 2 仕様書
- 3 平成28年度 月別予定使用ガス量

# 入 札 書

入札件名：独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス

¥ \_\_\_\_\_ (税込)

(当研究所が提示する供給ガスの仕様及び予定年間ガス仕様量に従って計算した総価)

【内訳】別紙2のとおり

上記のとおり入札説明書及び仕様書その他関係事項一切を承諾のうえ入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長殿

年 月	従量料金 (円/㎡)
平成28年 4月	@ _____ 円 × 18,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年 5月	@ _____ 円 × 17,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年 6月	@ _____ 円 × 25,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年 7月	@ _____ 円 × 35,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年 8月	@ _____ 円 × 36,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年 9月	@ _____ 円 × 25,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年10月	@ _____ 円 × 17,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年11月	@ _____ 円 × 21,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成28年12月	@ _____ 円 × 32,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成29年 1月	@ _____ 円 × 36,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成29年 2月	@ _____ 円 × 32,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
平成29年 3月	@ _____ 円 × 28,000 m <sup>3</sup> = _____ 円
合 計	(消費税等相当額を含まない合計額)  _____ 円
	(消費税等相当額を含む合計額 = 入札書に記載する金額)  _____ 円

## 委 任 状

(住所) \_\_\_\_\_

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ (印) を代理人と定め下記事項の入札及び  
見積りに関する一切の権限を委任します。

### 記

(委任事項)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者

(印)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

### 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された等級決定通知書の写
  
- 2 ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づき一般ガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であることを証明する書類の写
  
- 3 その他参考資料 会社履歴書又はこれに類する書類

※ 提出部数 各1部

## 契 約 書 (案)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 小川 康恭（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガスの需給（ガス事業法第2条第7項に定める「大口供給」に該当するガスの需給）に関し、乙が定め甲が承認した大口ガス需給約款（平成 年 月 日付 約款第 号、以下「約款」という。）に基づき、下記条項により契約を締結する。

## 記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）の使用するガスを需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。

（基準単位数料金）

原料価格の変動による調整単位数料金の算定基準となる単位数（立方メートル）の基準単位数料金は次のとおりとする。

区分	契約金額 (1 m <sup>3</sup> につき)	消費税及び 地方消費税額	合計
4月～3月	円	円	円

ただし、上記基準単位数料金は、トン当たり原料価格が57,300円及び石油石炭税等公租公課がLNGトン当たり1,600円、LPGトン当たり1,600円の場合のものとする。

2 調整単位数料金は、トン当たり原料価格の変動に応じ、料金適用月ごとに、乙の通告により調整するものとする。当該月に適用する調整単位数料金は、基準単位数料金を、乙が通告する原料価格算定月ごとのトン当たり原料価格と基準トン当たり原料価格との変動額100円につき、1立方メートル当たり0.081円に（1+消費税率）を加減して算定するものとする。

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= (\text{基準単位数料金} \pm 0.081 \text{円}) \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（上記の算式によって求められた計算結果の小数点第4位以下の端数は切り捨て）

3 石油石炭税等租税課金の変動した場合には、約款に定める算定式に従い、基準単位数料金調整額を算定後、その変動の発生した原料価格算定月に対応した料金適用月から、基準単位数料金に加減して調整単位数料金を算定する。

4 本条第1項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(需要場所及び期間)

第5条 乙がガスを供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所(登戸地区)

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日

(使用ガス量の増減)

第6条 甲のガス使用量は、都合により予定ガス使用量を上回り、又は下回ることができるものとする。ただし、仕様書に示す契約年間引取量を下回る場合は、約款に従うものとする。

(予定最大時間流量)

第7条 甲は、予定最大時間流量を超過した場合は、約款に従うものとする。

(監督)

第8条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をすることができる。

(計量及び検査)

第9条 計量は原則として毎月末日(以下「検針日」という。)に行うこととし、乙は計量日に記録された値の読みによりガス使用量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間におけるガス使用量によるものとする。

(契約金額の支払)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、第3条の規定に基づき支払請求書を作成し、1か月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の約定期間内に料金を支払わないときは、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額の年2.9%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(費用負担)

第13条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年制令第350条)第1条の3に規定する金融融資に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(機密の保持)

第15条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第16条 乙は、業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、この一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようする場合は、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書面(以下「再委託に関する書面」という。)を提出し、甲の承認を得なければならない。

ニ 乙は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を得なければならない。

三 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

四 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

五 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。また、乙は同書面の内容を変更する必要があるが生じた場合にも、書面による変更届を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、ガスの供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

（2）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

（3）前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

（違約金）

第18条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第19条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の108分の100に相当する額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り



消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付に命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の108分の100に相当する額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の108分の100に相当する額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（紛争等の解決方法）

第23条 この契約条項又はこの契約に定めのない条項について、紛争又は疑義が生じたときは、別に定める約款によるほか甲乙の協議の上決定するものとする。

（合意管轄）

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康恭

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○

## <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額、法人番号等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）  
で使用するガス 仕様書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス 仕様書

1. 件名

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用するガス

2. ガス使用者の概要

(1) 需要場所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）

神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1

(2) 業種及び用途

研究所

(3) ガス設備及び定格ガス消費量

主に以下①、②の設備でガスを使用する。

① ガス焼きNC（1基）、② 蒸気ボイラー（2基）

(4) ガスメーターの種類、番号

・ 種類：RMB600.0 番号：992976048

・ 種類：NSP 65.0 番号：591696708

・ 種類：NSP100.0 番号：134697813

3. 供給ガスの仕様

ガスの種類は都市ガス13A、熱量等は一般ガス事業者が定める一般ガス供給約款（東京地区等）に準ずるものとする。

4. 予定ガス使用量

(1) 契約最大時間流量は  $108 \text{ m}^3/\text{h}$  とする。

契約最大時間流量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

(2) 契約年間ガス使用量は  $322,000 \text{ m}^3$  とする。

契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の月別使用予定量（別添3）の合計をいう。

(3) 契約年間引取量は  $289,800 \text{ m}^3$  とする。

契約年間引取量とは、契約で定める1年間の最低引取量（上記2.（4）に記載するガスメーターで計量した使用量の合計値）をいい、原則としてこれを下回らないものとする。

#### 5. 契約供給期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 6. 使用ガス量等の計量

##### （1）計量日

原則、月末日とする。

##### （2）検針方法

上記2.（4）の各ガスメーターにより検針を行い、検針によって計量した使用量は、速やかに独立行政法人労働安全衛生総合研究所 総務部総務課経理第2係（以下単に「総務課」という。）に通知する。

#### 7. 保安

保安責任分岐点は、ガス工作物の末端バルブとし、詳細については、事前に総務課と請負者との間で協議の上、確認、決定するものとする。

また、請負者はガス工作物について、ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。

なお、請負者は総務課から当該保安内容等に関して書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

#### 8. 料金

（1）料金は、公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月の平均値）のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。

（2）ガス料金は、一般ガス事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

なお、調整単位料金の算定と料金適用月及び原料価格算定月の関係は次のとおりとする。

N月を料金適用月とする調整単位料金は、(N-2)月を原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トン当たり原料価格の差額に基づき決定する。ただし、1月を料金適用月とする調整単位料金は前年の11月、また2月を料金適用月とする調整単位料金は前年の12月を原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トン当たり原料価格の差額に基づき算定する。

#### 9. その他

（1）この仕様書に定めのない事項は、請負者と総務課で協議の上決定する。

## 平成28年度 月別ガス使用予定量

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

月	平成27年度 予定ガス使用量 (m <sup>3</sup> )
平成28年 4月	18,000
平成28年 5月	17,000
平成28年 6月	25,000
平成28年 7月	35,000
平成28年 8月	36,000
平成28年 9月	25,000
平成28年10月	17,000
平成28年11月	21,000
平成28年12月	32,000
平成29年 1月	36,000
平成29年 2月	32,000
平成29年 3月	28,000
計	322,000

※平成23年4月～平成27年9月の実績（平均値）による。